

# 西条市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針

平成24年3月29日

この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、国及び愛媛県の基本方針に即して、西条市の区域内の公共建築物における木材の利用促進に関する方針（以下「方針」という。）を定めるものである。

## 第1 西条市の区域内の公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

### 1 木材の利用を促進すべき公共建築物

木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物とする。

### 2 施策の具体的方向

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、建築材料としての利用はもとより、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図るものとする。

具体的に公共建築物においては、積極的に木造化を促進し、木造化が困難と判断される建築物においては、内装等の木質化を促進する。

また、公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図る。さらに、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しその促進を図るものとする。

### 3 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

1の木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を推進するものとする。

この場合、木造と非木造の混構造とすることが、耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合には、その採用についても検討するものとする。

ただし、災害時の活動拠点等の施設や木造化を図ることが困難なものについては対象外とする。

## 第2 市が整備する公共建築物における木材の利用の目標

市が整備する公共建築物のうち、第1の3の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について木造化を図るものとする。

また、整備する公共建築物について、市民が利用する機会が多い部分を中心に内装等の木質化を推進するものとする。

さらに、整備するすべての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を推進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマス燃料とするものの導入に努めるものとする。

そして、公共工事においても、豊かな生活環境や自然環境を保全するため間伐材の利用促進を推進するものとする。

### 第3 その他公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

- 1 市以外の者が整備する公共性の高い建築物においても、木材が利用されるよう建築主に広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう努める。
- 2 市は公共建築物の木材の利用を促進するため、市内関係部局間の連絡、調整等を円滑に行う。この場合の庶務は林業課が行うものとする。
- 3 本方針の木造化・木質化を推進する具体的な対象施設等は別紙1のとおりとする。

#### 附則

この方針は、平成24年3月29日から適用する。

## 公共施設等の対象

区 分	木造化・木質化を推進する対象施設等
木造化の推進	<p>○小学校、中学校、保育所、幼稚園、の校舎、体育館等</p> <p>○養護施設、福祉施設、老人ホーム、医療施設等</p> <p>○集会施設、スポーツ、武道、文化施設等</p> <p>○観光施設、旅客施設、種々管理事務所等</p> <p>○公営住宅</p> <p>*市民等の利用形態や用途、周辺環境との調和などから木造化が適当であり、木造にふさわしい施設</p>
木質化の推進	<p>○上記「木造化の推進」欄の施設のうち非木造施設の内装等</p> <p>*高齢者や児童生徒が利用することが多く、滞在時間が長くなるなどのために室内環境を重視することが必要な施設</p>
木製品の導入の推進	<p>○市施設の机、椅子、書架等事務用品全般</p> <p>○小中学校等教育施設の机・椅子、書架等</p> <p>*優しい執務環境づくりに適切であるとともに、身近な物品への木材利用を市民に対して啓発できる事務用品</p>
公共事業での間伐材の利用推進	<p>○休憩施設、遊具、ベンチ、緑化支柱等の公園施設関係</p> <p>○よう壁工、法面保護工、水路工、種々柵工等の農林土木・河川施設関係</p> <p>○落下防止柵、標識等道路施設関係</p> <p>*市民等施設利用者の安全、動植物棲息の促進による生態系の保護、景観維持等に配慮を要する施設</p>